

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.4)										新条文(R6.12)									
編	章	節	条	項	以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由			
第1編 共通編																			
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1		1131			機密保持及び個人情報保護 (安全管理措置)	(4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。	1	1		1131			機密保持及び個人情報保護 (安全管理措置)	(4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、 契約時に書面により 発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、 同様に変更前に届けるものとする。	条項の整理			
						(返却及び廃棄)	(2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を委託業務完了時から10年以内に廃棄又は消去しなければならない。							(返還、廃棄及び消去)	(2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の指示に基づいて、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を返還・廃棄又は消去しなければならない。	条項の整理			
							(6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む）を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。								(6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む）を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。 また、機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も発注者に書面により報告しなければならない。	条項の整理			
							(7) 受注者は廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。								(7) 受注者は、委託業務完了後も機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、 発注者に書面により申請の上、発注者の書面による承認を受けなければならない。	条項の整理			
						(業務責任者及び業務従事者の監督)	(1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。							(業務責任者及び業務従事者の監督)	(1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、 契約時に書面により 発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、 同様に変更前に届けるものとする。	条項の整理			
						(監査、調査等)	(2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において監査、調査等するものとする。							(監査、調査等)	(2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において 機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査（書面）報告書により 監査、調査等（以下「実地検査」という。）をするものとする。	条項の整理			
															(3) 発注者は、以下の各号に該当する場合は、 実地検査を書面報告に代えることができる。 なお、受注者から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、 原則として実地検査をするものとする。 ①受注者がプライバシーマーク又はISMS（JISQ27001（ISO/IEC27001）の認証を指している場合 ②受注者の作業場所について、セキュリティ対策としての従業員以外の立ち入りを禁止している場合 ③受注者の作業場所が県外等の遠隔地にある場合 ④発注者から受注者に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合 ⑤受注者が要配慮個人情報に含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が100人未満の場合 ⑥契約期間が1箇月以内、かつ、発注者が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合	条項の整理			
測量業務共通仕様書 共通編																			
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	0	1133	0		機密保持及び個人情報保護 (安全管理措置)	(4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。	1	1	0	1133	0		機密保持及び個人情報保護 (安全管理措置)	(4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、 契約時に書面により 発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、 同様に変更前に届けるものとする。	条項の整理			
						(返却及び廃棄)	(2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を委託業務完了時から10年以内に廃棄又は消去しなければならない。							(返還、廃棄及び消去)	(2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の指示に基づいて、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報を返還・廃棄又は消去しなければならない。	条項の整理			
							(6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む）を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。								(6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報（発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む）を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。 また、機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も発注者に書面により報告しなければならない。	条項の整理			

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.4)										新条文(R6.12)									
編	章	節	条	項	以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由			
															(7) 受注者は、委託業務完了後も機密情報・個人情報と同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、発注者に書面により申請の上、発注者の書面による承認を受けなければならない。	条項の整理			
							(7) 受注者は廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。								(8) 受注者は廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。	条項の整理			
						(業務責任者及び業務従事者の監督)	(1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者(以下「業務責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。	(業務責任者及び業務従事者の監督)						(業務責任者及び業務従事者の監督)	(1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者(以下「業務責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、 <u>契約時に</u> 書面により発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に変更前に届けるものとする。	条項の整理			
						(監査、調査等)	(2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において監査、調査等するものとする。	(監査、調査等)						(監査、調査等)	(2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査(書面)報告書により監査、調査等(以下「実地検査」という。)をするものとする。	条項の整理			
															(3) 発注者は、以下の各号に該当する場合は、実地検査を書面報告に代えることができる。なお、受注者から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。 ①受注者がプライバシーマーク又はISMS(JISQ27001(ISO/IEC27001))の認証を取得している場合 ②受注者の作業場所について、セキュリティ対策としての従業員以外の立ち入りを禁止している場合 ③受注者の作業場所が県外等の遠隔地にある場合 ④発注者から受注者に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合 ⑤受注者が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が1,000人未満の場合 ⑥契約期間が1箇月以内、かつ、発注者が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合	条項の整理			
地質調査業務等共通仕様書 第1編 共通編																			
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則				
1	1	0	1132	0		機密保持及び個人情報保護		1	1	0	1132	0		機密保持及び個人情報保護					
						(安全管理措置)	(4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、 <u>あらかじめ</u> 発注者に届けなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。	(安全管理措置)						(安全管理措置)	(4) 受注者は、機密情報・個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、 <u>契約時に</u> 書面により発注者に届けなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様に変更前に届けるものとする。	条項の整理			
						(返却及び廃棄)	(2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報の委託業務完了時から10年以内に廃棄又は消去しなければならない。	(返還、廃棄及び消去)						(返還、廃棄及び消去)	(2) 受注者は、業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の指示に基づいて、受注者が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報 を返還 ・廃棄又は消去しなければならない。	条項の整理			
							(6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報(発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。								(6) 受注者は、業務を処理する中で知り得た1号以外の全ての機密情報・個人情報(発注者から引き渡された電子媒体に記録された機密情報・個人情報を含む)を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。 <u>また、機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も発注者に書面により報告しなければならない。</u>	条項の整理			
							(7) 受注者は、委託業務完了後も機密情報・個人情報と同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、発注者に書面により申請の上、発注者の書面による承認を受けなければならない。								(7) 受注者は、委託業務完了後も機密情報・個人情報と同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、発注者に書面により申請の上、発注者の書面による承認を受けなければならない。	条項の整理			
						(業務責任者及び業務従事者の監督)	(1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者(以下「業務責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。	(業務責任者及び業務従事者の監督)						(業務責任者及び業務従事者の監督)	(1) 受注者は、業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者(以下「業務責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、 <u>契約時に</u> 書面により発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に変更前に届けるものとする。	条項の整理			
						(監査、調査等)	(2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において監査、調査等するものとする。	(監査、調査等)						(監査、調査等)	(2) 発注者は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、受注者が処理する業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査(書面)報告書により監査、調査等(以下「実地検査」という。)をするものとする。	条項の整理			
															(3) 発注者は、以下の各号に該当する場合は、実地検査を書面報告に代えることができる。なお、受注者から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。 ①受注者がプライバシーマーク又はISMS(JISQ27001(ISO/IEC27001))の認証を取得している場合 ②受注者の作業場所について、セキュリティ対策としての従業員以外の立ち入りを禁止している場合 ③受注者の作業場所が県外等の遠隔地にある場合 ④発注者から受注者に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合	条項の整理			

委託業務共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.4)						新条文(R6.12)										
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由
															<p>⑤受注者が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う個人情報の人数が100人未満の場合</p> <p>⑥契約期間が1箇月以内、かつ、発注者が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある場合</p>	